

第 49 回利根町民納涼花火大会 利根緑地駐車場利用規約

第 1 条（目的）

本規約は、利根町観光協会／利根町民納涼花火大会実行委員会（以下「主催者」）が運営する第 49 回利根町民納涼花火大会利根緑地駐車場（以下「本駐車場」）の利用条件を定めるものである。利用者は、本駐車場への入場をもって、本規約の全ての条項に同意したものとする。

第 2 条（利用時間）

本駐車場の利用可能時間は、令和 8 年 8 月 22 日 15 時 00 分から 21 時 30 分までとする。なお、荒天などの理由により、花火大会が翌日に延期となった場合、本駐車場の利用についても翌日に変更するものとする。

第 3 条（遵守事項および禁止事項）

利用者は、本駐車場内において以下の行為を行ってはならない。

- (1) 指定された場所以外での駐車。
- (2) エンジンの空ぶかし、大音量でのオーディオ使用等の騒音行為。
- (3) 車外での火気（バーベキュー、たばこ、花火等）の使用。
- (4) ごみ、空き缶、たばこの吸い殻等の投棄。
- (5) 車内での宿泊、および駐車場内での営業活動または宣伝活動。
- (6) その他、係員の指示に従わない行為。

第 4 条（河川敷特有の留意事項）

本駐車場は未舗装の河川敷であり、地面に凹凸やぬかるみがあることを理解した上で利用するものとする。

降雨等により地盤が悪化し、車両が自力走行不能（スタック）となった場合、救出に要する費用（レッカー代等）は全て利用者の負担とする。

主催者は、車両の汚れや砂塵による損害について、一切の責任を負わない。

第 5 条（緊急時の避難）

降雨による河川の増水、またはそのおそれがある場合、主催者は利用時間内であっても駐車場の閉鎖および車両の退去を命じることができるものとする。

前項の指示があった場合、利用者は速やかに車両を移動させなければならない。避難指示に従わなかったことにより生じた損害について、主催者は一切の責任を負わない。

第 6 条（損害賠償および免責）

主催者は、本駐車場内において発生した車両相互の事故、人身事故、車両の盗難、遺失物の紛失、破損、損傷等について、理由の如何を問わず一切の責任を負わない。

地震、落雷、火災、水害、暴動その他の不可抗力によって生じた損害について、主催者は一切の責任を負わない。

利用者が本規約または係員の指示に違反し、主催者または第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

第 7 条（放置車両の取扱い）

利用時間を経過してなお放置されている車両については、主催者が当該車両を他の場所へレッカー移動し、または処分することができるものとする。その際に要した費用は、全て車両所有者の負担とする。

附則

本規約は、令和 8 年 6 月 1 0 日から施行する。

令和 8 年 6 月 1 0 日制定

令和 8 年 8 月 6 日一部改訂

利根町観光協会／利根町民納涼花火大会実行委員会